

件 名:	ふるさと納税制度を活用した文化財保護の推進について
担当課:	総合政策部 公民連携推進室（電話:083-934-2728） 教育委員会 文化財保護課 文化財保護担当（電話:083-920-4111）

1 経緯

本市における文化財の保存について、国、県、市の補助制度を活用し、所有者への支援を行っているが、近年頻発化する自然災害への対応など、保存修理に多額の費用が必要となっている。また、人口減少等を背景とした支援者の減少に伴う寄附等の収入減少により、所有者の負担は依然として厳しい状況となっており、文化財の維持が難しくなっている。

こうした中、市内の歴史文化に携わる関係者の皆様を中心に設立された「シビックプライド醸成に繋がる歴史文化遺産活用推進協議会」からは、昨年、ふるさと納税制度を活用した文化財保護の推進についてご提案をいただいた。

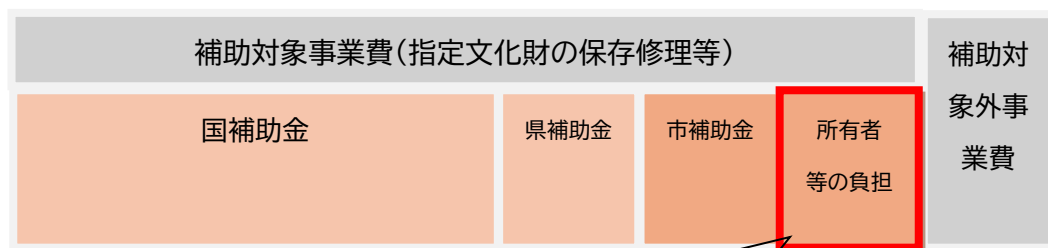
2 支援制度について

(1) 支援制度の目的

市民活動や地域貢献、地域が抱える具体的な課題等に関する取組に対して、ふるさと納税制度を活用し、市民が主体的にまちづくり等に参画できる仕組みを構築することで、様々な人の思いと市の政策をつなぎ、公民連携の取組を加速化することを目的として、支援制度を構築する。

(2) 支援制度の内容(文化財保護分野)

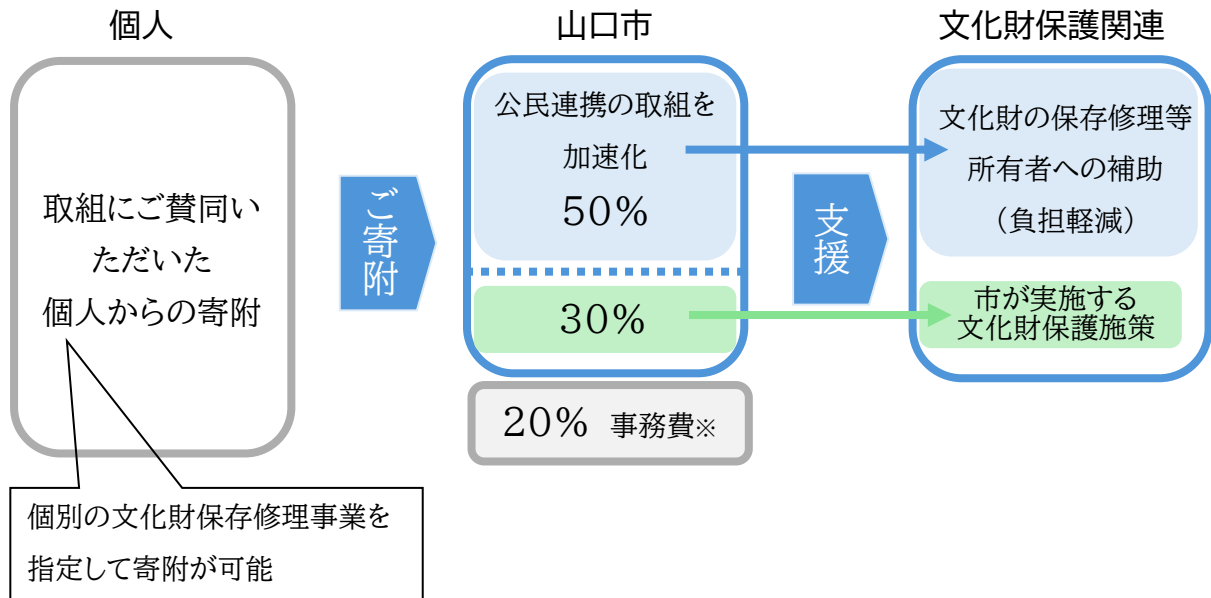
国、県、市指定の文化財について、当該文化財の所有者等が行う保存、修理等の事業に対して、行政がそれぞれの基準に沿って支援しているが、所有者等の負担部分に対して、市がふるさと納税を活用して追加支援する。



所有者の負担が厳しくなっている傾向があることから、市が通常の補助に加えて、ふるさと納税により御支援いただいた寄附額の5割を限度に所有者に対して補助することで、文化財保護を推進する。

【寄附から支援までのイメージ】

寄附金の5割を文化財所有者等が行う文化財保護事業(指定文化財の保存修理等)への支援に活用し、3割を市が同分野の取組に活用。



※事務費…ふるさと納税を運用する際のポータルサイト使用料、決済手数料等の経費

4 今後のスケジュール

令和7年8月～ ふるさと納税ポータルサイトの整備、他分野における支援制度の検討、調整

9月～ ふるさと納税及び支援制度の周知

10月～ ふるさと納税の受け入れ開始(指定文化財ごとに寄附)

令和8年4月～ 指定文化財の修理等に対する補助

5 今後の展開について

ふるさと納税の制度を活用して広く寄附金を募って支援することで、地域課題の解決、シビックプライドの醸成などに結び付き、山口市にとって効果的な取組となる分野については、この枠組みによる支援等を検討。